

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
9-1 議員政策研究会及び議会活性化会議	<p><u>A案</u> 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。 2議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。 3議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。</p>		
9-2 議会事務局の体制整備	<p><u>A案</u> 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。</p>	<p><u>B案</u> 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努める。</p>	
9-3 議会図書室	<p><u>A案</u> 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	<p><u>B案</u> 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。</p>	